

令和2年第6回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第134号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	人事課	1～4
議案第135号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について		
議案第136号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について		
議案第137号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について		5～7

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第134号～第136号
提出課	人事課

**議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例**

1 改正理由

国家公務員の特別職の給与改定を踏まえ、議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き下げるもの

2 改正内容

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を次のとおり改める。（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条、特別職の職員の給与に関する条例第4条、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第4条関係）

区分	改正前	改正後		比較
		令和2年度	令和3年度以後	
6月期	167.5/100	167.5/100	165/100	△5/100
12月期	167.5/100	162.5/100	165/100	
年間計	335/100	330/100	330/100	

<参考>給与改定に伴う年間の期末手当支給額の比較（単位：円）

区分	改定前	改定後	年間比較
議長	2,128,188	2,096,424	△31,764
副議長	1,882,968	1,854,864	△28,104
議員	1,772,016	1,745,568	△26,448
市長	3,496,072	3,443,892	△52,180
副市長	2,638,244	2,598,868	△39,376
教育長	2,535,414	2,497,572	△37,842

3 施行期日

次の掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 令和2年12月期における期末手当の支給割合の改正 令和2年12月1日
- (2) 令和3年度以降の期末手当の支給割合の改正 令和3年4月1日

4 新旧対照表

- (1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
(期末手当) 第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の167.5</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	(期末手当) 第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

イ 第2条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
(期末手当) 第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の165</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	(期末手当) 第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の167.5</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

(2) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の167.5</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

第1条の規定による改正案	改正前
に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

イ 第2条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の165</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

(3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

イ 第2条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 略</p>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第137号
提出課	人事課

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告に準じて公民較差の解消を図るため、一般職の職員の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き下げるもの

2 改正内容

令和2年12月期及び令和3年6月期以降における期末手当の支給割合を次の表のとおり改める。(第22条関係)

区分		改正前	改正後			年間比較
		令和2年度	令和2年度		令和3年度以降	
		6・12月期	6月期	12月期	6・12月期	
再任用職員等以外の職員	期末手当	130/100 (110/100)	130/100 (110/100)	125/100 (105/100)	127.5/100 (107.5/100)	△5/100
	勤勉手当	92.5/100 (112.5/100)	92.5/100 (112.5/100)	92.5/100 (112.5/100)	92.5/100 (112.5/100)	増減なし
再任用職員等	期末手当	72.5/100 (62.5/100)	72.5/100 (62.5/100)	67.5/100 (57.5/100)	70/100 (60/100)	△5/100
	勤勉手当	45/100 (55/100)	45/100 (55/100)	45/100 (55/100)	45/100 (55/100)	増減なし

※()内の割合は、部長級職員に対する支給割合

<参考>給与改定に伴う年間の平均給与額の比較 (単位：円)

区分	改定前	改定後	年間比較
主任級	4,834,036	4,818,970	△15,066
係長級	5,983,625	5,964,221	△19,404
課長級	6,941,560	6,917,704	△23,856
部長級	7,942,223	7,914,198	△28,025

※上記の額は、給料、期末手当及び勤勉手当により算出した年間給与額

3 施行期日

次の掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 令和2年12月期における期末手当の支給割合の改正 令和2年12月1日
- (2) 令和3年度以降の期末手当の支給割合の改正 令和3年4月1日

4 一般職の職員の給与に関する条例改正案新旧対照表

- (1) 第1条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。））<u>にあつては、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u></p> <p>_____（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。））<u>にあつては100分の110</u></p> <p>_____）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u></p> <p>_____」とする。</p> <p>4～6 略</p>

(2) 第2条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u></p> <p>_____（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。））<u>にあつては100分の107.5</u></p> <p>_____）を乗じて得た額に、基準日以前6</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。））<u>にあつては、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」 _____ _____」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>